

環循規発第 2210031 号
令和 4 年 10 月 3 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長

「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」の策定について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、PFOS含有廃棄物の処理については、平成 23 年 3 月 31 日付け環産発第 100331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長通知「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の改訂について」の別添「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づいて行われるよう御指導いただいていたところ
です。

平成 31 年 4 月から令和元年 5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）第 9 回締約国会議においてペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択され、令和 3 年 10 月 22 日には、「PFOA又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じています。

POPs条約においては、当該物質を含む製品及び物品の廃棄にあたり、POPsの特性を示さなくなるように破壊又は不可逆的に変換されるような方法で処分されることを規定していることから、今般、PFOA含有廃棄物の分解処理方法等を取りまとめ、別添のとおり「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」として策定しました。

貴都道府県・政令市におかれましては、本技術的留意事項を産業廃棄物処理業者等の関係者に周知いただくとともに、PFOS含有廃棄物及びPFOA含有廃棄物の適正処理確保の観点から、分解効率や管理目標値の達成等の確認の徹底を指導していただくようお願いいたします。

なお、平成 23 年 3 月 31 日付け環産発第 100331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長通知「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の改訂について」は廃止します。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。